

# パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. ITを活用した業務のデジタル化を進め、サプライチェーン全体での効率化に努めると共に、災害発生など有事や取引先の経営課題に対して迅速に対処します。
- b. CSR調達セルフ・アセスメント質問表（SAQ）を用いて課題の顕在化を行い、人権デュー・デリジェンスを進めることで、サプライチェーン上のリスクの最小化・是正に継続して取り組みます。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、定期での能動的確認、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。また、取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ② 型管理などのコスト負担

型取引の適正化に取り組み、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して量産終了後の型の無償保管要請を行わないように配慮します。

### ③ 手形などの支払条件

下請事業者との取引に対する下請代金は、現金で支払います。

### ④ 知的財産・ノウハウ

取引関係契約に基づいて取引を行い、取引上で知り得たノウハウなどの機密事項は、下請事業者の事前承諾を得ずに開示を要求することのないよう配慮します。また、知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行わないように努め、やむを得ず、短納期又追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、増加コストを負担するよう努めます。

災害時等においては、下請事業者取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他の取り組み

- a. 拠点間の物品輸送に関して、自社の運送便を一部活用することで、輸送の生産性向上に取り組んでいます。
- b. 取引に関係する社員への社内教育を通じて、人権尊重の意識を共有すると共に、調達方針、下請法等の関係法令に関する理解を深め、取引先と協力しながら、CSR調達に取り組んでいます。
- c. ステークホルダーとのエンゲージメントの一環として、取引先への事業説明、意見交換の機会を設けています。

2021年4月1日  
(2023年8月1日 更新)